

令和6年度における高知県の働き方改革取組方針

高知県においては、新型コロナウイルス感染が5類に移行後、経済活動がコロナ前に近づいているが、少子・高齢化や若者の県外流出等による人口減少が続いており、県内各企業では、人材の確保が重要な課題となっている。

人材を確保するためには、県内各企業が、若者をはじめ働く方にとって魅力ある職場づくりを進める必要があり、このためには、高知県下において「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」を推進し、働き方改革に取り組む企業を増やしていく必要がある。

このような中、国、県、労使団体、金融機関においては、高知県産業振興計画も踏まえつつ、県内の働く方々の労働環境や処遇の改善に向けて取り組んできたところである。

しかしながら、人手不足は深刻であり、賃上げは県内各企業の喫緊の課題となっている。

令和6年度においては、社会情勢の変化、経済的影響に注視しながら、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進することとし、特に賃金引上げの気運の醸成や年収の壁を意識せず働ける環境を作るため、各構成員は以下の取組に注力して取り組む。

- 1 第9回高知県働き方改革推進会議（令和6年2月19日開催）における確認事項（別紙参照）で定めた「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」のための各目標の達成に向けて、引き続き国及び県が中心となって取組を進めるとともに、各構成員はその取組を積極的に協力することとする。
- 2 県内の企業、とりわけ中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し、働き方改革に取り組むことができるように、これまでの活動を継続しつつ、人手不足の解消に向けた取組、生産性向上等による賃上げの支援を行う。
- 3 人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを後押しするため、「年収の壁・支援強化パッケージ」（令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定）の周知、取組を支援する。
- 4 取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会において策定された「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日公表）について周知を行う。

令和6年2月19日（月）
高知県働き方改革推進会議